

輸送の安全のため講じた措置

1. 毎月一回、事故対策委員会の開催
2. 改善基準告示よりも厳しい車内基準の設定
3. 車両事故、車両トラブル発生時の訓練
4. 救急救命（A E D）の訓練
5. 年二回、安全奨励金制度の制定



訓練説明



車両前方左側ガードレール外側への乗客避難



車両 50 メートル後方停止表示板ならびに発煙筒設置





車両 50 メートル後方停止表示板ならびに発煙筒設置
(燃料ならびにオイル漏れがある場合、発煙筒は使用しない)



非常ドア開閉確認 (貸切バス)



非常ドア開閉確認 (路線バス)



AED 操作説明 (その 1 ~ 2)



AED 操作説明 (その3～4)